

第二十二回国会
衆議院

法務委員會議録第十八号

昭和三十年六月十三日(月曜日)

午前十一時四十分開議

出席委員

委員長 世耕 弘一君

理事古島 義英君 理事山本 榮吉君

理事三田村武夫君 理事馬場 元治君

理事福井 盛太郎君 理事古屋 貞雄君

理事権名 隆君 理事高橋 禎一君

理事長井 源君 理事林 博君

理事松永 東君 理事生田 宏一君

理事横川 重次君 理事神近 市子君

理事細迫 兼光君 理事細田 綱吉君

理事吉田 賢一君

出席政府委員

法務政務次官 小泉 純也君

検事(民 村上 朝一君

事局長) 中尾 文策君

(法務事務官 護正局長) 文策君

検事(保 資藤 三郎君

護局長) 資藤 三郎君

委員外の出席者

専門員 村 教三君

専門員 小 貞一君

本日の會議に付した案件

商法の一部を改正する法律案(内閣

提出第二七号)

法務行政に関する件

○世耕委員長 これより會議を開きま

す。

法務行政に関する件について調査を

進めます。質疑の通告があります。

で、これを許可いたします。吉田賢一

君。

○吉田(賢)委員 調達庁の長官がきよ

うは出席しておりませんが、長官でな

いは調達庁全体の、政府の意思を代

表して答弁がでるので、ちよつ

とそれを伺っておきます。

○世耕委員長 吉田君にお諮りいたし

ます。調達庁長官並びに次長はまだ出

席がありませんが、この際中尾護正局

長並びに村上民事局長がおいでにな

ておりますから、それから質問を進め

て下さるうちに出席を要求したい

と思ひます。

○吉田(賢)委員 それではさうに運

ばさせていただきます。

矯正保護局長に伺ひますが、私が今

質問せんとしますのは果敢の受刑者の

問題であります。そこでこの受刑者に

つきまして、衆議院におきましてもし

ばしは本會議の決議もあり、またし

ば各委員会における決議もありまし

て、全国民の意思は一日も早く受刑者

が完全に釈放せられんことを強く要請

してやまぬのであります。こゝうい

うな事実がしはば国会で繰り返され

ておるのであります。いまだその

実現には至っておりません。よつて最

近の果敢受刑者の釈放要請につきま

してどういふ事情になつておるのか、一

応御説明願ひたい。

○斎藤(三)政府委員 お答え申し上げ

ます。果敢の在在者につきましてはま

ことにお気の毒な事情にありますが、

で、私もといひまして、極力一日

も早く出所せらるるよう努力をいた

しておるのであります。この果敢の

在所者の出所につきましては、平和条

約の第十一条によりまして、日本側に

おきまして戦争犯罪法廷の課した刑を

受諾し、その執行を引き受け、その仮出

所、赦免、減刑等につきましては関係国

の同意のもとに日本政府がこれを実施

する、こゝういふことになつております

ので、政府といたしましては関係国に

極力その出所方を勧告いたしてござ

います。もちろん勧告につきましては

いろいろな方法が考えられますが、全

面的に赦免を勧告することが出所をは

かるといふ意味においては一番適切で

ございますので、昭和二十七年平和条

約発効後同年八月、ちよつと終戦の記念

日に当ります際に、B、C級全員につ

きましてそれぞれ関係国に對しまして

全面赦免をせしめらるるよう勧告をい

たしました。その後同年の十月立太子

の礼のありました際に、A級も含めま

してA、B、C級全員につきまして関

係国に赦免方を勧告いたしました。こ

ころが関係国におきましてはそれぞれ

の国内事情があるものと見えて、ま

全面的に赦免をするといふことにつ

きましては回答をいたしません。その

勧告に結果したといひますか、まずア

メリカにおきまして日本側の勧告につ

いて個別的にこれを審査する、その上

で可否を決するといふような考えで、

パロール委員会という委員会を作りま

した。國務省、外務省、国防省から

それぞれ一人ずつ委員が選ばれて、そ

して大統領の諮問機関として日本側の

勧告を審理いたし、大統領にそれぞれ

意見を具申するといふような機関が

ござまして、その他の国も大体それに

準じて日本側の釈放の要求に對し関

係国としては個別的にこれを審査して

その上で決定するといふような方針が

とられたようでございます。その後今

日まで、もちろん政府といたしまして

は全面赦免についてあらゆる機会を利

用してさういふことをいたして参つ

ておるのでございますが、それと並行

いたしましてそれぞれ個別的に個々の

事案について調査をいたしまして、仮

出所資格のある人については仮出所の

勧告をいたし、仮出所の資格のない人

についてもそれぞれの状況に應じて

赦免あるいは減刑の勧告をいたして

参つたのでございます。この個別勧告

が今日までに一千百数十件に上つて

おります。そしてそれぞれの国から仮

出所、赦免等の同意の通知がござい

まして、それに應じて国内的に仮出

所、赦免、減刑等を実施いたして参

つたのでございます。条約発効当時は

果敢に就いては九百二十七名で

ございました。その後フィリピン及び

豪州のマヌス島から二百二十一名の

人々が果敢に就いて参られまして、

結局一千四百八十八名という数にな

つております。その後今日まで赦免

によりまして二百五十一名、仮出所

によりまして二百八十五名、満期で

出所された方が百四十五名、途中

で死亡された方が百四十二名、結

局五百五十二名が果敢を出られた

やうなことになるまで、現在五百九

十六名在所に在ることになってござ

います。そのうち最近関係国から同

意がございまして、米関係三名、英

関係一名、豪州関係一名、それから

朝鮮関係の二名、これは関係国から

仮出所の同意があつたのでございま

すが、本人の方からの要求がござい

まして、仮出所の手続にならない人

がございまして、結局それが解決い

たしますと、五百八十九名が果敢に

在在所に在ることになります。

なお従来は仮出所の資格が刑期三

分の一あるいは終身あるいは刑期四

十五年以上の人には十五年といふこ

とが仮出所の資格要件になつてござ

いました。昨年の七月、米政府では

十年服役することによつて全部仮出

所の資格を与へることになつて参

りました。さらに本年五月でござい

ますが、米国の従来のわが国からの

勧告に對しては決定は、大統領が

直接決裁することになつてございま

す。その大統領の諮問機関として

仮出所委員会ができておつたので

ございまして、それが簡略になり

まして、赦免以外の者は仮出所委員

会で決定をして日本政府にアクション

を取るといふことになりまして、そ

の点は事務的の問題でございませ

うが、今後仮出所が早く参るのでは

ないか、かような期待を持つてござ

います。

最初申し上げましたように、私も

といひましては一日も早くこの不幸

な事態を解決いたし、国民の御要望

に沿ひたいと思つて、いろいろ向う

側の事情も聞き、アメリカ側、その

他の関係国においても事務的に、司

法的に解決するといふことをまず第

として考えておりますので、それに合
うように事務を進め、勧告をし、さら
に勧告後、その後のいろいろな事情を
追加情報として先方に提出をいたし、
極力果敢の人々の出所される日の早か
らんことに努力いたしておるような事
情であります。

○吉田(賢)委員 以下の点は事務当局
に伺います。あるいは適切でないか
と思ひますが、可能な範囲で御答弁願
えはいいと思ひます。あなたの御説明
は要するに条約によって日本が受諾し
たその義務を履行しておるものである、
こういうことが大前提になつておりま
す。ところで御承知の通りに終戦以来
十年、世界の情勢は一変いたしてあり
ます。日本のあらゆる面における対ア
メリカ関係について見ましても、ここ
十年間の変化といふものは相当大きな
ものであることは申し上げるまでもご
ざいせん。そこであなたの方のほとん
どの真意が、ただ単に条約を受諾した
のであるから、以後義務を履行するの
だといふような考え方に閉ざされてお
りましたならば、この問題は国民の期
待に沿うような解決はできないと思
う。――政務次官が見えたから政務次
官に御答弁をお願いいたします。国民
の期待に沿うことはできぬと思ふ。一
体十年間も――全部が十年とは申しま
せんけれども、いずれにいたしまして
も、終戦後十年になつて今なお刑務所
の服役者といふような身分をもつて巢
鴨に拘置されるというようなことは、
一体国民が納得するのだろうか。そう
いうようなことは国民の感情の上にお
きまして、あるいはまた行政の運営
の上におきまして、きわめて重大な
障害になつておるといふことは私はま

ぎれもないことだと思ひます。たとえ
ばのどに何かとげがひつかると同じ
ように、そのとげは数は少ない、形は小
さいけれども、しかし重要な食道に
ひつかかるようなことになりましたな
らば、これはやはり国の政治の運営に
おきまして重大な支障があることは
申し上げるまでもない。しからば政府
は行政の当局といたしまして国民の要
請にこたえるためには、この世界情勢、
日米関係の情勢の変化といふような
ことももっと大きく考へて、根本的
にそれそれ工夫をこらし、方法を考慮
して勧告するなり、要請するなり、交
渉するなりすべきではないかと思ふので、
そういうようなことが、漫然とただ単
にしりをぶつたたかれて相手に勧告す
る、こういうような態度でありました
ならば、いつまでたつてもこの問題は
国民の納得するようない、国会が納得す
るような解決はできぬと思ふ。政務次
官が見えたから、この点に對して政府は
どう考へておられるか、ほんとうの所信
を一つはっきりしておいてもらいたい。

○小泉政府委員 吉田委員の戦犯問題
の處理に關する御意見につきまして、
私も全く同様に考へておる一人でござ
います。政府におきましては、御承知
の通り、鳩山總理大臣も戦犯釈放の問
題については大いに努力をしておるとい
うことをしばしば聲明いたしておりま
すし、その担当と申しまするか、相手國
と政治的に問題を解決しなければなら
ない衡にあられます重光外務大臣も、
先般特にこの問題に言及をいたして
おりますことは御承知の通りでござい
ます。法務省といたしましては、ただ
いままで局長がいろいろ御答弁し上
げておりました通り、事務当局として

は、当然今までの条約上の義務その他
法の示すことによつて事務的にこれを
處理して参りまして、それ以外に出る
ことができないことは、もう御理解を
願へると思ひますが、当局としては、
今吉田委員のお考へになりました通り、
やはり法務大臣からも特に閣議の問題
にするとか、あるいは外務大臣に個別
に折衝いたしまして、一つの外交問題、
政治問題として大きく扱つて根本的
な解決に乗り出すといふことは当然な
されなければならぬことと考へる次第
でございまして、本日の吉田委員の御
意見を大臣にもよくお伝え申し上げ
て、御意思に沿うよう格別な努力をば
いたすよう考へる次第でございまして、
○吉田(賢)委員 私はこの問題は鳩山
總理が友愛政治を説き、重光外務大臣
が戦犯としての体験者であるといふよ
うなことをもつと超越いたしまして、
これは超黨派的な問題であると思ふ。
従つて個人として、また政治に對する
考へ方のいかんによつて左右されるべ
きものではなく、ともかく全國民がこ
の問題につきまして全く納得できない
状態に今日なつておると思ひます。
ので、これはやはり適當な機会に、政
務次官も大臣に質疑の要旨をお伝え下
さることはけつこうだけれども、やは
りこれは當委員會を通してでもよし、本
會議においてでもよし、もつと考へ方に
ついて根本的に國民が納得するような
信念のあるなしをここで述べません
と、事務的に折衝してごまかす。そ
れからもう一つ単にごきげんを伺つ
て、國民の要請がきついたので、熾烈で
あるので、従つてそれによつて交渉す
るというような消極的なことでもだめ
であります。戦後日本の解決しなけれ

ばならぬ問題は山積しておりますけれ
ども、遺家族、未帰還者留守家族の問
題とあわせまして、對外關係において
解決しなければならぬ根本的な最も重
要な問題の一つであります。この問題
の解決をし得ずして、防衛關係に關す
るあらゆる問題を論議する資格はない
と思ふ。こういう点については、内閣
として、もつと真剣な態度、積極的な
信念のあるなしが、國民に對して表明
せられなければならぬと思ふ。長年の
間戦犯者の留守家族として今日なお氣
の毒な生活をしてゐる人が全國に散在
しております。事実の一つ一つにつ
いてみましても、早急に政府として
決心を持つてもらわなければならぬき
わめて緊要な問題であると思へるので
あります。大臣に御伝達願ひますこと
のほかに、政府として、これに對する
ほんとうの所信を國民に披瀝する措置
をとつてもらわなければならぬと思
ふ。そういうふうな御相談したいと思
ひますが、いかがでしようか。

○小泉政府委員 この戦犯問題が戦後
の日本における最も大きな、また重要
な問題であるといふ考へには、私ど
も同様に痛感しているところでござ
いまして、ただいま仰せになりました
ようなこの問題の解決に對する政府の
とるべき手段につきましては、全くこ
もつともであると思へております。先
ほど申し上げました通りに、大臣と
もよく御相談申し上げまして、吉田委
員の御趣旨に沿うよう早急に、今まで
のようになだ単なる要請とか、そん
なことはなしに、ほんとうに根本的
に問題を解決するために政府が乗り出
すといふような動きになるよう十分善
処したいと考へております。

○吉田(賢)委員 ソ連の抑留者の釈放
を松本全権は重要な事項として現に折
衝しているとか聞きます。私は最も主
たる相手國はアメリカかとも思ひます
が、この問題は非常に重要な国政上の
問題であると思ひますので、その点に
關しましては、なお後日の適當な機会
を得たいと思ひますから質疑を留保さ
せていただいて、次に事務的な問題に
移りたいと思ひます。

赦免ないしは完全釈放といふことが
最大の問題であり、また最も根本的な
問題であることは申し上げるまでもご
ざいせん。そこで現在の服役してい
る人が仮釈放せられました場合におけ
る処置の点につきまして、一、二伺つ
てみたいと思ふのであります。これに
つきまして、私も一番気がかりに
なつております点は、住宅の問題、生活
費の問題、従つて仕事とかあるいは生活
費の問題でございまして、何しろ長い間
世の中の暗い陰のような生活をして
参つております多数の家族、従つて子供
も終戦の當時やつと生まれた者も、今
日では十才になつておりますので、こ
のような時代に背だけ伸びて参りま
して、学校にも行かねばならぬ、ある
いはまたで得べくんば人並みの教育
もさせねばならぬ、あるいは嫁入りも
させねばならぬといふように、年数が
たちますと次第に生活環境は變化して
複雑になり、経費もたくさんに要つて
参りますことは申し上げるまでもござ
いせん。地方におきましていろいろ
な団体等の協力もあり、あるいはま
た事務當局のいろいろなおあつせ
んもあるように聞いております。
しかしながらやはりこの問題に對

総合されるのはあなたの方じゃないか、それとも厚生省であるかもしれない。いずれにしても、相互にお互いの状況は確実に把握して、足らざる

るところなきや、至らざるどころなきやを完全に把握してもらわなければいかぬと思う。でありますから、この問題は、今の政務次官の御答弁の趣旨に徴しまして、また私の根本的に問おうとする基本線から考えましても、大それたことではありませんから、やはりあなたの方も今聞きますような趣旨はいろいろと一つ御調査願いたいと思います。そうして何らかの方法でまた御答弁の機会がほしいと思います。

それで問題は移ります。政府におきましてただいま問題になっておるそうでありますが、韓国並びに台湾に籍がある外人の問題であります。それらにつきまして、これはすでに御調査済みかと思えますけれども、少し伺つてみたいと思えますから、あわせて一つできるだけ当委員会における質疑応

答が完全にできるように御準備願つて——これはあなたの方だけじゃないのかもしませんけれども、要するに法務省関係の分は政務次官に適当に御配慮願つて、御準備の上、答弁の御用意の上質疑を続行する、こういうふう程度にいたします。

○世耕委員長 次に商法の一部を改正する法律案について質疑を行います。通告がありますから、これを許します。白屋良雄君。

○古屋委員 商法の一部改正になりました根本の関係を聞きたいと思ひます。それは前回改正をいたしたときこ

は、株主の新株引受権について有するとも有しないとも明確になつていないので、その点並びに定款の必要事項になつておつた関係上改正が行われるように改正要綱には書いてありますが、根本的なことをお伺いしたいと思ひます。それは株主の新株引受権に対する原則論ですか、原則として新株引受権はないのだ、しかし取締役会の決議によつて与えることができるのだ、こういうような改正になるようですが、その前に、新株引受権があるという解釈をいたす場合にはいかなる弊害があるか、いかなるような不都合があるか。いわゆる資本の授権の問題に關係する以外には、新株引受権というものを株主に与えないということがむしろ新しい資本を導入するために必要であるといふことだけではないのか。それともその他に何か理由がございしますか。その点の両者の得失の点を要点だけ御説明願ひたいと思ひます。

○村上(朝)政府委員 株主の新株引受権に關する事項を定款の絶対的記載事項から除きました結果、法律上当然に新株引受権が株主にないという建前をとるか、あるいは原則として株主に新株引受権があるという建前をとるかという問題になるわけでありまして、この点につきましては、法制審議會等におきまして前回の改正のとき以来の懸案でありまして、慎重に検討されたのであります。原則として株主に新株引受権があるという建前をとりまして、これに例外を認めないということになりまして、授権資本制を認めました効果が十分に期待できない。つまり授権資本制の妙味とされております資金調達の機動性というものが十分に發揮

されないことになるのでありまして、原則として株主に新株引受権を与えるといふことの説をとる場合にも、そこに例外を認めることは容認せざるを得ないといふことになるわけでありまして、そこで、それでは定款で特に排除した場合に限り新株引受権がない、その他の場合は原則として新株引受権があるといふことにすることもまず考えられるのであります。この定款の規定も、その性質上定款というものはひんばんに変更することができないのであるとして、定款で定めてしまひますと、取締役会が今公算することが最も有利であると考へました場合でも、新株引受権に關する定款の規定を変更せざる限り公算できない。あるいは反対に、株主に新株引受権を与えることが有利であると判断した場合にも、定款に拘束されてそういう行動がとれないといふことになりまして、もう一歩進めまして、原則として株主に新株引受権を認める立場に立ちましても、取締役会の決議で与えないことができるという程度までの例外はやむを得ないであろうといふのが、その方の説をとる人たちのほとんど一致した意見であつたのであります。そうなりましますと、原則として株主に新株引受権を認めるというところにいたしましても、例外的に取締役会の決議によつてそれを制限または排除できるということにせざるを得ませんので、原則的に新株引受権が株主にあるという建前をとりませんで、この法案にありましますように、取締役会の決議で与えることができる

一ならばやはり法律の建前としては新株引受権があるといふことを原則とするのがいいのではないか、いわば株主の権利を尊重するといふ精神を法律に表わすことが望ましいのじやないかといふ意見もあつたのであります。そういういたしますと、定款なり取締役会の決議で制限、排除をいたしました場合のその制限、排除の効力につきましても、御承知のように現行法のもとにおきましていろいろ起きておりますような争ひを重ねるおそれがある。そこで、そういう定款なり取締役会の決議の有効無効といふことを争う道を残しておくより、むしろ実質が同じならば、原則として株主に新株引受権を認めるという建前をとらないで、取締役会の決議で与えることができるとする方が、實際上妥当であろうといふことにかよつた原案になつた次第であります。

○古屋委員 そういたしますと、現在の商法でいろいろの紛争が起る原因を除去するために、今回の改正が必要だ、こういうふうに承わつていいのであります。

○村上(朝)政府委員 さうであります。

○古屋委員 それから今度改正されましますように、新株の引受権は、原則としてはないのだ。取締役会の決議によつて与えるのだといふことになつた場合の弊害といふものがあるように私は考へるわけでありまして、それは取締役会に権限が強化されるために、取締役会そのものの專横をきつめた場合の弊害、たとへば私非常におそれるのは、日米通商航海条約によつてアメリカの資本が、講和条約の発効でもうそろそろ三年たちますから、日本の商法に基

て株式が持てるように定められておるうちに記憶があるのですが、さうな場合に、日本の基本産業に、国民の知らないままに外国の資本が強く入り込む。それは少数の取締役と結託することができるといふことの弊害、そういうおそれがあるかどうかといふことを本員は非常に心配するわけでありまします。その点につきましても、今回の改正などでは御考慮なさつた上での改正の御提案でございませうか。

○村上(朝)政府委員 外国人が株式を持ちますにつきましては、外資に關する法律がありまして、一定の場合に許可または届出を要件としておるのであります。一体株主に新株引受権があるという原則をとらない場合に、取締役の専横によつて株主の利益が害される心配があるかどうかといふ点についての考え方を御説明申し上げます。

株主以外の者に新株引受権をみだりに与えない限り、株主が新株引受権を与えられましようとも、また与えられなくても、株主には少くとも計算上の利益はないのであります。適切かどうか存じませんが、一例をあげて御説明申し上げます。額面五十円で時価一株百円という株式があるとして、新株一株の引受権を与えるといふことにいたしました場合に、新株発行の場合には、一般の公算価格よりも有利に発行価格を定めることができることになつておりました。従来は發行上、新株引受権を有する者に対する発行価格は、額面で發行する例になつておりました。かりに新株の額面すなわち五十円という価格で發行いたしたといたしますと、新株はなるほど額面五十円の

払い込みに対して、他の要素を一応除外して考えますと、時価七十五円という計算になるわけでありまして、その面において新株引受権を与えられた株主は、利得をしたように見えるのであります。が、他面旧株の時価が新株發行前一株百円であつたものが、新株が五十円の払い込みで發行されましますと、旧株もまた七十五円に下つてくるわけでありまします。つまり株主が新株によつて利得したところを旧株において失うという結果になるのであります。株主だけを對象とする限りは、実質的には新株の發行といふことは、株式の分割に類した経済的な作用があるものと考へられるのであります。従ひまして株主の利益を保護するために必要なのは、株主以外の者に新株引受権がみだりに与えられることを防止することである、かように考へるのであります。ただいまの例で申しますと株主以外の者が額面五十円でもつて新株引受権を与えられたといひましますと、時価と發行価格との差額だけ新株引受権者は利得するけれども、それに相當するだけ株主は不利をこうむつてゐる、株主以外の者に新株引受権が与えられることを防止するといふことが、株主の利益を擁護するために必要なわけでありまします。

○古屋委員 私もう一つ承わりたいのは、今の商法によりまして取締役は会社の株主でも株主でなくともいいことになつておりますから、一株も持たない者が取締役に就任され、その就

たない者が取締役に就任され、その就

たない者が取締役に就任され、その就

任されております。取締役が会社を乗っ取るために策動をするには、たゞいまの改正のようになりませんと非常にやりよくなるわけでありまして、実は大阪に行われていることなのですが、一株も持っていない監査役、取締役が全員で成立された会社がある。そういう場合に今のようないで進みますと、取締役会の決議で旧株主には一株も与えない、現在の株数の二倍に当るような新株の発行をいたします場合に、これを第三者に全部与えてしまふ。こういうような場合、あとからお尋ねしたいと思うのですが、二百八十条ノ二の第二項の問題なのですが、そういうような手続に疑義があつていろいろ紛争を起したりする場合におきましても、前会の山本委員の御質問ありました二百八十条ノ二の二項に対する株主総会の特別決議、そういう問題に疑義がある場合でも、発行そのものは効力があるのだというようなお答えをされたように承わつておりますが、間違つておりましたら別にありますが、そんなことを考えますと会社は乗っ取られてしまふ、会社の実権は旧株主にほとんどなくなつてしまふというおそれがあるのです、こういう点に対する弊害は何か防止するやうな方法を講じなければまことに私は危険だと思つてゐるが、その点はいかがでありますでしょうか。

○村上(朝)政府委員 古屋委員のお示しになりました場合には、まず御指摘の二百八十条ノ二の新設の規定によりまして株主以外の者に新株の引受権を与えることでありまして、株主総会の特別決議を必要としてゐるわけでありまして、現行法でありますと特定の第三者に新株の引受権を与えるということに定めを定めることになっておりますが、定款の定めというものはおおむね非常に抽象的でありまして、とかくそれが取締役会によつて適用される弊害があつたのであります、この案におきましてはたゞ定款でそれに関する定めがありまして、具体的な新株発行ごとに株主総会の特別決議による承認を要件とするということによつて、さういふ取締役会の専横を防ぐことを考へてゐるわけでありまして、なおそのほか現行法によりまして不正発行の場合の株主による差止請求権であるとか、あるいは通謀して不正な価格で発行した場合に取締役会の責任追及であるとか、第三者に対する時価との差額の追徴の請求であるとかいふような各種の株主の権利、及びはなはだしい場合におきましては、株主が取締役の解任の訴えを裁判所に提起することもできることになっておりますので、株主がその権利の上に眠つておれば別であります、取締役会のはなはだしい専横に対しては、相当な保護の措置が法律の上で講ぜられておるわけでありまして、なお昭和二十五年の改正前には取締役が株主の中から選ばれることになっておつたのですが、前回の改正によりまして、取締役は株主でなくともよいことになりました。これは、経営に練達な人を迎へるという趣旨で改正されたものと承知いたしておりますが、かりにこれを株主の中から選ぶといふことになつてしまつても、改正前の運用の実情から見ても、やはり、取締役になる人が予定されまふと、名義だけその取締役に株を持たせるといふこともよく行われておつた

のでありまして、それだけによつては、取締役会の専横を防止するということには十分であると思つております。なお株主総会の権限及び少数株主の権利の規定にもかかわらず、取締役会が、ことに代表取締役が株主の利益を無視した行動をとるといふことは、まづ実例もあることでありまして、現行法をもつてしても、それに対する対策として十分であると思つておられます。これは、監査役の制度をどうするかという問題とも関連いたしまして、今後商法部会におきまして検討する問題の一つとしてあげられておるわけでございます。

○古屋委員 ただいま御説明がございましたけれども、日本の現在までの商法に関する株主の教育と申しまして、自覚と申しまして、商法に対する理解が非常に先進国に比較しておつておるようになつてしまつて、大抵日本の株主総会というやうなものはいふん無理な決議をするわけですから、従いまして、特別決議に疑義がある、不当の決議をされたのだというやうなことに付いて、これを防止し、一応の仮処分をいたしまして株の発行の停止をとりますには、非常な手続と費用を要するわけですから、条文の上ではできまふけれども、費用と手続が要りますので実際は困難なんです。従いましてこの株主取締役が専横をきつめた場合には、相当の専横が押えらるる姿にならないと非常な困難だというのが、現在の日本の商法の実情だと私は思ふのです。たとえば少数株主権行使に基いて臨時総会招集を請求いたしまして、總會を開かない。開かないからして、現在の商法の規定によりまして裁判所に向つ

て請求人みずからが、臨時株主總會を開く許可をしてもらひたい、こういうことを申し出ましても、今までの例では、大体半年以上かからなければ許可がおりません。でありますから、半年以上経ていまして、もう臨時總會を開いても役に立たない。現に私がやつていますのは、半年以上たつてもまだ許可の可否が決定しないのです。しかも取締役は執行機関でありますから、どしどし仕事をやつてしまふ。こういうことになると、私はまことにこの点が憂慮にたえないのです。たとえば二百八十条ノ二の一号と五号との株式を発行する額面の相違が出てくるとか、あるいはそれがために株主が不利益をこうむるとか、あるいはたゞいま申し上げましたように、会社の実権というものを新しい株主に全部持つていかれてしまふ、苦心さんたんとして事業経営の任に當り、今日まで經營を積んできた前の株主諸公というものは会社から追放されるやうな形に實際はなるといふやうなことが、私も憂慮をされるのであります。従いましてこれは二百八十条ノ二の五号との関連の質問になつてくるのであります、特別決議そのものは、果してお考えになられておるやうに、實際株主の世論に基き、株主の真意に基いて決議が行われるかどうか。あるいはこれに對する決議無効の訴えをいたした場合においても、實際会社の指揮をいたすのはやはり取締役なのです。株主が出ていつて指揮をするわけには参りません。会社の実情といふものは事務的には非常に株主に不利である。かようなことを考えますと、原則として株主には引受権を与える。しかし例外的に第三者にも与え

る。こういうやうなことにきめられておりますと、一応は結論から考えまして變つてくるように思ふのです。新株引受権の可否が取締役会で決定できまふ。あるいは旧株主の意思によつてきまふ、この二つの相違になつてくるわけですが、さういふ場合、たゞいまの御説明では二百八十条ノ二の五号によつて株主の総意というものが尊重されておるのではないかと、特別決議によつて決定されるのではないかと、こゝに御説明でございましてけれども、形式的にはさうなりませんが、現在の日本の会社に対する取締役の地位、それから株主の商法の規定に関する理解力、かような事情を考えますときに、どうも改正をいたしまして取締役会の権限を強化することが、会社の将来のために非常に危険なやうな考えを持つておるやうなものです。たゞいま申し上げましたように、特別決議に對する疑義があつて、訴訟の進行中であつても、これは仮処分に基づいて発行停止の方法を講ずる前にはやはり新株発行ができるというやうに解釈せざるを得ない。新株発行が済んでしまつて後に至つて、裁判の結果特別決議が無効であつたといつたとしても、その混乱、株主の損害は回復ができない状態に置かれるのではないかと、かように私は考えますので、この点に對する御見解を重ねて一つ伺いたいと思ふのです。

○村上(朝)政府委員 株主總會が事實上無力であるという点は、これは法律の期待に反することでありまして、多数の株主が存在し、しかも株主の地位といふものに個性がなく、譲渡が自由に

行われる。また多くの株主は投資なり
投機のために株を持つのでありまし
て、永久にその会社の経営に参加する
というつもりで入っておる株主は少い
関係上、株主が株価の上下なりあるい
は配当の多寡について非常な関心を持
つので、会社の経営自体に無関心にな
る傾向があるといふことは、これは
株式会社という組織からくる一つの宿
命ではないかと考えておるのでありま
す。そこでただいま御指摘になりました
特別決議でありましたが、これは御承
知のように商法三百四十三条により
ますと、発行済み株式総数の過半数に
当る株式を有する株主が出席して、そ
の議決権の三分の二以上に当る多数を
もって議決しなければならぬといふこ
とになっておるのであります。法律の
規定といふことはこれは以上要件を
厳格にする余地もないかと考えておる
のであります。ただ株主が一般に無関
心である結果、取締役の専横が行われ
て、株主の利害が知らず知らずのうちに
無視されているというふうな傾向に
対しましては、先ほどちよつと申し上げ
ましたような業務監査の機関、株主
の利益のために常時業務を監査する機
関といふことを別途に考える必要があ
るのではないかと、かように考えるので
あります。昭和二十五年の改正前にお
きましては、監査役は業務の監査と会
計の監査を担当しておつたのでありま
すが、昭和二十五年の改正の際に監査
役といふものは業務の監査をやらない
で、会計の監査だけをやるというよう
にむしろ監査役の権限を縮小したので
あります。これについてはいろいろそ
の後批判も出ていたのでありまして、
旧法においてすら監査役といふものは

有名無実な場合が多かつたのでありま
して、それをさらに会計監査役という
ようなことにいたしましたし、しかもその
資格に制限がありませんので、会計監
査の能力を持たない者が監査役になつ
ていてというのが実情でありまして、
会社の機関相互のチェック・アンド・パ
ランスと申しますか、そういうある機
関の専横を抑止するための制度という
ものは根本的に考える必要がある、か
ように考えておる次第であります。

○古屋委員 非常に将来有望な会社で
資本が少い、四分の一の株券の発行し
かない会社、あと四分の三の株券発行
ができる状況に置かれる会社が、他の
資本家から重役を買収された、従つて
重役は会社の高級社員を通じて株主
を歴訪して最初から委任状をとつてし
まう、こういうふうな事例が実はある
わけでありまして、従つて最初から苦心
慘たんして会社を設立し、将来有望な
会社であるにかかわらず、あとから
入つて参ります新しい資本の悪らつな
策動に基いて会社の実権をすべてそ
ちらへ奪われてしまふ、こういうふうな
ことを実は私おそれまして質問申し上
げています。日本における現在の
ような会社の組織の状況で参ります
と、非常に大きな資本を持つ会社より
も、むしろ少い会社が多いわけであり
ます。従つて産業資本力の膨大な力を
持つて会社の実権を握つてしまふ、た
とえば競争相手の会社がその相手の会
社の実権を握る、あるいは将来非常に
有望な会社の実権を資本の力によつて
握つてしまふとかいふような場合に、
現在のような日本の会社運営の状況か
ら見まして、今回の改正に非常に私は
疑義を持つわけがあります。ただいま

申し上げたような特別決議が行われる
下工作として、まず取締役を買収す
る、取締役の意をくんだ高級社員が株
主の株を——白紙委任状を金にあかし
てまとめる、そういう場合があり得る
と思ふのです。そういう場合を私は私
は心配しているのです。そういうよう
な場合の何か取締役に對する罰則——
今回の改正にはございませぬけれど
も、罰則をもつてこれに對抗していく
ような深い配慮が必要ではないかと
思つて実は質問しているのですが、そ
の点いかがでしょう。

株主總會の特別決議が必要な場合に、
特別決議を経ないで株主以外の者に新
株引受権を与えて、新株の割当てをし
たという場合、あるいは決議が告示し
たような理由で取り消されたというよ
うな場合、これは新株引受権のない者
の申し込みに對して新株引受権のある
場合の条件で株式を割り当てたといふ
ことになるわけでありまして、御承知の
ように商法では新株を発行する場合に
は、その株の発行については、すべて
均等の条件で発行しなければならぬこ
とになっておる。ただ株式申込人に新
株引受権を持つ者があれば、その者に
對しては、均等でなく有利な条件で発
行してよろしい、こういうことになつ
ておる。そこで特別決議による授権が
ないにもかかわらず株主以外の者に新
株引受権を与えた場合には、新株引受
権のない者を新株引受権者として扱つ
たことになるわけでありまして、もし均
等でない、有利な条件で株式を発行し
ておるといふことも、もとより差止
請求権の対象になりますし、不公平
発行といふことで、取締役の責任問題
も起きます。またその引き受けをした
第三者が取締役と通謀してやつた場合
には、その引受人も、均等な条件で引
き受ける場合の発行価格と現実の有利
に発行をされた発行価格との差額を、
会社に對して支払う責任があるわけで
あります。

○村上(朝)政府委員 株主に新株引受
権を与えないで、株主の委任状をとつ
て特別決議を成立させ、株主以外の者
に新株の大部分を引き受けさせるとい
うようなことも、十分想像されるので
あります。これは株主が委任状を渡し
ます以上は、さうな決議に了解を与
えているわけでありまして、これを防
止する手段はお説の通り罰則等別途の
方から考へなければ、二百八十八条ノ二
自体からは十分な防止法もないかと考
えるのであります。ただいわけゆる会社
の乗つ取りといふことは、新株発行の
機会に行われるばかりでなく、旧株の
買い占め等によつても行われる事例の
ありますことは御承知の通りでありま
して、現行法におきましては、適法に
株式の多数を制すれば会社の経営者を
取りかへることは自由にできることに
なつておりますから、その点について
これを違法なものとして取り締まるかど
うかといふことは、これは相当重大な
問題になつてくると思ひます。

○山本(兼)委員 新株発行の場合のこ
とについて、あとで速記録を見たりな
んかしてどうも不十分な点があるの
で、はつきりさせておきたいと思ふ。
それは今度の改正により新株発行をす
る場合の株主總會の特別決議、それか
ら理由開示、この二つの問題だが、取
締役に特別決議を経ないで、普通決議
でやつちやう。理由開示がだれが常識
的に見て理由開示になつておらな
い、きわめて違法性の明らかな理由開
示をやる。そういう場合、その決議に
基いて新株を発行しても、その新株発
行は有効だ、しかしその新株発行の決
議については、もちろん商法の他の規
定によつて取り消し得るものもある、
は無効の場合も起り得るものかもしれ
ない。そういう救済の道はあるけれど
も、その場合に新株発行が有効だとい
ふことになりまして、実質的には特別
決議を要求し、理由開示を要するとい
う強行規定になつてゐるにもかかわら
ず、実際は何か訓示規定のようなこと
になつてしまひはせぬか、その場合に
は商法の罰則規定を適用して商法上の
罰則を受けるか、あるいは場合によつ
ては刑法上の責任を負担するようにな
るかもしれないけれども、どうもそこ
のところがすつきりしないように思ふ
ので、その点に對する当局の考へ方を
はつきりさせておきたい。

○山本(兼)委員 株主總會の特別決議
がなかつたといふことははつきりして
おる場合は、御説の通り、私もそう思
う。今度は理由開示が不十分であつた
場合、これも強行規定なんですね。理
由開示を要すと書いてある。ところが
それが不十分であるが特別決議はあつ

た特別決議でありましたが、これは御承
知のように商法三百四十三条により
ますと、発行済み株式総数の過半数に
当る株式を有する株主が出席して、そ
の議決権の三分の二以上に当る多数を
もって議決しなければならぬといふこ
とになっておるのであります。法律の
規定といふことはこれは以上要件を
厳格にする余地もないかと考えておる
のであります。ただ株主が一般に無関
心である結果、取締役の専横が行われ
て、株主の利害が知らず知らずのうちに
無視されているというふうな傾向に
対しましては、先ほどちよつと申し上げ
ましたような業務監査の機関、株主
の利益のために常時業務を監査する機
関といふことを別途に考える必要があ
るのではないかと、かように考えるので
あります。昭和二十五年の改正前にお
きましては、監査役は業務の監査と会
計の監査を担当しておつたのでありま
すが、昭和二十五年の改正の際に監査
役といふものは業務の監査をやらない
で、会計の監査だけをやるというよう
にむしろ監査役の権限を縮小したので
あります。これについてはいろいろそ
の後批判も出ていたのでありまして、
旧法においてすら監査役といふものは

有名無実な場合が多かつたのでありま
して、それをさらに会計監査役という
ようなことにいたしましたし、しかもその
資格に制限がありませんので、会計監
査の能力を持たない者が監査役になつ
ていてというのが実情でありまして、
会社の機関相互のチェック・アンド・パ
ランスと申しますか、そういうある機
関の専横を抑止するための制度という
ものは根本的に考える必要がある、か
ように考えておる次第であります。

○古屋委員 非常に将来有望な会社で
資本が少い、四分の一の株券の発行し
かない会社、あと四分の三の株券発行
ができる状況に置かれる会社が、他の
資本家から重役を買収された、従つて
重役は会社の高級社員を通じて株主
を歴訪して最初から委任状をとつてし
まう、こういうふうな事例が実はある
わけでありまして、従つて最初から苦心
慘たんして会社を設立し、将来有望な
会社であるにかかわらず、あとから
入つて参ります新しい資本の悪らつな
策動に基いて会社の実権をすべてそ
ちらへ奪われてしまふ、こういうふうな
ことを実は私おそれまして質問申し上
げています。日本における現在の
ような会社の組織の状況で参ります
と、非常に大きな資本を持つ会社より
も、むしろ少い会社が多いわけであり
ます。従つて産業資本力の膨大な力を
持つて会社の実権を握つてしまふ、た
とえば競争相手の会社がその相手の会
社の実権を握る、あるいは将来非常に
有望な会社の実権を資本の力によつて
握つてしまふとかいふような場合に、
現在のような日本の会社運営の状況か
ら見まして、今回の改正に非常に私は
疑義を持つわけがあります。ただいま

申し上げたような特別決議が行われる
下工作として、まず取締役を買収す
る、取締役の意をくんだ高級社員が株
主の株を——白紙委任状を金にあかし
てまとめる、そういう場合があり得る
と思ふのです。そういう場合を私は私
は心配しているのです。そういうよう
な場合の何か取締役に對する罰則——
今回の改正にはございませぬけれど
も、罰則をもつてこれに對抗していく
ような深い配慮が必要ではないかと
思つて実は質問しているのですが、そ
の点いかがでしょう。

たという場合には、今おっしゃるよう
な引受権のない者に株をやったとい
ことになるのか、それはならない、引
受権だけは発生している、それは問題
はないとして新株の発行は有効だ、そ
の決議に対しては他の救済策をやるほ
かにない、その場合に取締役の責任は
一体どうなるのか。どうも今の特別青
任罪の商法の罰則規定を見ても、びつ
たり来ない。他の刑事罰を受けるよう
な行為をしておれば別ですけども、
それは別個の問題として、単に理由開
示がきわめて不十分である、そこで裁
判が起った、半年なり一年なり後にお
いてその決議が取り消された、こうい
うような場合に、一方において新株の
発行は有効だということは私も認め
ます。それでなければ会社の運営はで
きません。理由開示が不十分だとい
う裁判が起った、そのために新株の発行
ができぬということになったら会社の
資金調達の面から考えても、どこから
考えてもこれは困る。そうすれば、少
数の悪徳株主を擁護することになるか
ら、新株発行を有効と認めた方がいい
のだが、その場合に理由開示がきわめ
て不十分の場合、あの強行規定の要す
るという規定に当ってはまづおらない
行為をした取締役の責任は一体どうす
ればいいのか、現在の規定で十分であ
るとおっしゃるのか、何かその場合に
特別責任にひつかれたいけれども、
も、ひつかからない場合も考えられ
る。何か救済規定がないのか、こうい
うことなんです。

○村上朝政府委員 特別決議が後日
取り消されますと、民事責任の関係
は、先ほど申し上げた特別決議がな
かった場合に帰着すると思いますが、刑

事責任の問題から申し上げますと、い
わゆる特別責任罪に該当する要件があ
ります場合には、特別責任罪になるわ
けであります。取締役が総会に対して
虚偽の事実を述べて必要の理由の開示
をしたというような場合につきまして
は、商法四百九十八条におきまして総
会に対する不実の開示をなした事実
を隠蔽した、この規定によりまして三
十万円以下の過料という、これは刑事
責任であります、制裁が課せられる
ことになっております。

○古屋委員 そこで私の言うのは、制
裁でなくて、後日になってから総会が
無効なんだという決議が行われても、
先刻私が申し上げたように会社の実権
が新しい株主に移ってしまったらどう
なるか。取締役と通謀してありますか
ら、従来の取締役は辞任し、臨時総会
を開き新たな株主がその会社の実権を
握ってしまふ、そう言った場合に後日
になってその新株発行が無効になっ
た、それは特別決議がなかったことに
なったという場合に、一体会社の混
乱——それがさつきから質問している
趣旨なんです、そういう場合は確かに
あり得ると思うのです。従ってその点
に對する何らかの措置が行われていな
いと、ただいま申し上げたような、後
刻に至って特別決議の総会決議無効が
確定した場合、その点はどうか。こ
れは会社に非常に大きな混乱が起
る。財界に及ぼす影響も非常に大き
い。従ってこの会社はその混乱のため
にあるいは事業が不能になってしま
うかもしれない、こういうおそれがある
ように思う。しかもその中には、理由
開示という形式の手続をとれば条件は
具備します。しかしながら株主総会の

決議が無効になった場合の原状回復の
関係は非常に恐いものじゃないか。会
社の実権が他に移ってしまう、その実
権の移った新しい株主の実権をもとの
株主の実権に戻さなければならぬとい
うことになり、混乱はしないか、こ
ういうことをお考えになっておりますか。
○村上朝政府委員 総会の決議が取
り消された場合の効果につきまして
は、先ほど山本委員の御質問に對し
てお答え申し上げました通り、一方に
おきましては不正発行による取締役
の責任の追究、通謀して引き受けた第
三者の追徴支払いの責任という問題が
残りますけれども、新株の発行そのも
のが無効ということにはならない、か
ように解釈いたしておるのであります。
もしこれが総会の決議が取り消さ
れた、あるいは決議なくして株主以外
の者に新株引受権を与えたというこ
とによりまして新株の発行そのものが無
効になりますと、新株の流通によつて
受けた第三者の被害というものは甚大
なものであります、新株発行そのも
のは無効にならないという解釈をとる
わけでありまして、会社の支配権をす
でに新株主に握られてしまふじゃないか
という意味の古屋委員の御疑問の点で
すが、さような懸念があるとしたしま
すれば、この株主の新株引受権に關す
る改正法の規定も、定款に定めがない
限り取締役会がきめると書いてありま
して、定款でもって株主に新株引受権
を留保する道が開かれておるわけで
す。それによりまして取締役が株主の
総意に反して株主以外の者に会社を支
配するほどの新株を与えるということ
を未然に防ぐ道はあるかと存じます。

○古屋委員 私が御質問申し上げてお
るのは、今御答弁があつたような点で
はないのです。一番問題になりますの
は、二百八十八条ノ二の二項の中の「株
主以外ノ者ニ新株ノ引受権ヲ与フルコ
トヲ必要トスル理由ヲ開示スルコトヲ
要ス」具体的なこの理由開示の程度の
問題がおそらく株主総会で争いになる
と思うのです。一体どの程度の理由開
示かという解釈問題が、これは紛争を
起す原因になりはしないかと思うので
す。何とかこの点についての紛争を起
さないような適当な表現ができるかど
うか。この趣旨はけっこうですけれど
も、おそらく会社が二派に分れて争つ
ているような場合が多いのです。そ
の場合、理由開示があつたかないかと
いう問題が、今の株主総会の決議無効
の訴えの原因になると思うのです。そ
うなれば現在紛争を起しているような
ことを再び繰り返すようなことになる
のではないかと、こういうことをおそれ
るわけなんです。その関係はおそらく後日
具体的に理由開示とは何ぞやという解
釈論が問題になってきはしないか、こ
の点が一つ、ただいま申し上げたよ
うな、総会の特別決議が無効になれば、
やはり新しい株主の発行は、これは結
局有効とお認めになるのか、それとも
総会決議が無効になればこれは無効に
なるのかという点が重大なんです、
ただいまの御答弁では有効だとい
うことになるわけですね。そういうこと
になりますと、それは社会的に及ぼす
影響が大きいので、そういう解釈をな
さるのか。この字句だけでは、必要条
件であるから、総会の決議無効が確定
すれば、発行されたものも無効だとい
うことに解釈しなければならぬとい

に考へるのであるが、この点について
は、金融財界に及ぼす影響が多いの
で、それらの点を考慮して有効とお認
めになるのか、その点はどうかとい
うことなんです。

○村上朝政府委員 改正規定の二百
八十八条ノ二の第五号による、株主総会
の決議がなくなつて株主以外のもに新
株引受権が与えられ、新株が発行され
た場合のその新株の発行を有効と見る
理由、根拠はどこにあるかという御質
問だと存じますが、この改正法の二百
八十八条ノ二は、新株発行の権限は取締
役会に与えてあるのであります。ただ
株主総会の特別決議による授権がない
限りは、新株引受権を株主以外のもに
与へることができないといふことにな
つておりますので、新株引受権が成
立する要件ではありますけれども、新
株発行が有効である要件ではない、か
ように考えます。言いかえまして、新
株の引受権のないものに新株を割り当
てた、この株式の申し込みに対して株
式を割り当てるといふことは、これは
取締役会のいわゆる割当自由の原則に
よつて、だれに割り当てるといふこ
とは取締役会できめ得るのであります
が、その場合に、新株引受権のないも
のに割り当てられる場合には、均等な条件
で割り当てなければならぬ。新株引受
権のあるものに割り当てられる場合は、均
等な条件よりも有利な条件で割り当て
ることができるといふ差があるわけで
あります。新株の発行そのものが無
効になるというときは、この二百八十
条ノ二の五号ができましたことによつ
て、さような解釈にはならないのでは
ないか、かように考えておるわけであ
ります。

○古屋委員 そりしますと、株式の申し込みが行われ、株金の払い込みが行われたことは無効になるけれども、発行したものは無効でない、こういうふうに分離された解釈になつてくるように思ふのですけれども、そうしますと、払い込みのない株券が発行されていくことになるのでしょうか。

○村上(朝)政府委員 私、言葉が足りませんでしたが、新株の申し込み及び払い込みが無効であるが、株券そのものが有効だという趣旨でお答えしたのではなかつたのであります。申し込み及びそれに対する割当、払い込み、いづれも有効なものであります。ただ発行条件が、新株引受権を有するものに対する有利な発行条件であつたといふことです。本来特別決議による授権のない場合にありますので、新株引受権のないものに新株引受権者に対する発行条件で発行したといふことで、不公平な発行という問題が生ずるのではないかと、株式の発行そのものは、申し込み、割当、払い込みもすべて有効であるといふ解釈をとる次第であります。

○古屋委員 私はそのところがどうもわからないのですが、引受権のないものが申し込みをなす、その申し込みをなしたものが、株金の払い込みをして株主になる、こういうところにどうして私理解がいけないのですか、そのなりまですと、引受権に対する取締役会の決議が一切をきめてしまふということになるので、回り回つて私が最初質問したようなことに決着するわけですね。取締役が勝手に引き受けに対する関係を決定をし、そしてたいてい申し込み上げたような株主総会の特別決議――

その要件が具備しないような問題を引き起しても、最初から取締役が引受権者そのものを決定した場合には、それだけでも効力を発生するとすれば、私は非常に納得いかない点があるのは、最初からもう取締役会で決定してしまふのだ、あとは単なる例示規定にすぎないのだ、こういうことになつてくるように結論はなるわけですね。

ただいまの御説明によると、発行する価格の問題の利害の關係だけがそこに中心になつてきて、そして根本となるべき株式会社の株主となるべき必要條件といふものが根本からくつがえつてきて、それでも株主になるというふうな結論になるわけですね。その点がどうしても納得がいけないのです。そうしますと、申し込みも有効であり、払い込みも有効であり、従つて株主として会社に対する権利義務を完全に持たれることに結論はなるわけですね。

○村上(朝)政府委員 新株の引受権を持つてゐるということは、株主となるために必要な要件ではないのであります。引受権のないものでも、株式の申し込みをして割当を受ければ、株主になるのであります。ただ引受権を持つておられますと、申し込みをする機会を優先的に与えられるといふことと、発行価格が公募の場合に比較したときに均等でない、有利な条件で発行を受けられるという点が違つてくるのであります。本来株式を公募いたします場合は、引受権のないものが申し込みをして、それに割当をすることによつて株主になるわけでありまして、この場合にもたまたま新株引受権を与えられたが、その与えるについて

総会の特別決議がなかつたために、新株引受権そのものは無効である、存在しないといふ場合でも、新株引受権のないものの申し込みに対して株式を割り当てた場合と同様に解していいのではないかと。ただその場合に、引受権のある者に与えられるのと同様の有利な条件、つまり均等でない条件で株式を割り当てられるといふ点だけが不都合が生じますので、その場合には不公平な発行といふことで取締役なり株式引受人の責任が追及されるということになると考えておるのであります。

○古屋委員 そりしますと、第三者の株式引受権の制約されてゐる条件といふものは、結論から行けば、引受権がなくとも株主にはなるのだ、従つてここに並べてゐるような条件は、単なる引受権そのものに対する条件であつて、株主になる条件ではない、こういうふうに御解釈になるのですか。

○村上(朝)政府委員 さようでございします。○古屋委員 どうもその点が少し了解に苦しむのでございしますが、そういたしますと、前の結論、私が最初に御質問申し上げた取締役会の決議、取締役の専断権といふものが非常に行われられて、そして少数株主権なども無視されるし、旧株主といふものは非常に窮乏に押しやられるといふようなおそれがあるので、取締役会そのものによつて決定をするといふ、その結論がいかに悪いかといふことになつてくることを考えるわけですが、現在の日本の会社運営の実情にかなりあつても、まことに私は取締役の専断が行われるような本規定といふものは、さらに強化

されていくように考えられるので、強化されるについては、今度はその強化の弊害そのものに対する御配慮は、今私考えますと、どうも処罰規定が何かより以外にはないようによつて考へるのです。これに対する処罰規定などの關係をお伺ひしたいのです。というのは、先刻から私御質問申し上げたのです。が、日本の基本産業に、なるほど許可を受けたいろいろな制約がございまいしょうけれども、そういうような形式的な資本の出資のやり方をせずに、日本の特定の資本家を――実際の投資はアメリカからアメリカがやつておりますけれども、表面上の投資は、日本の子会社あるいは親しい経済的關連のある会社をしてやらせる、こういうふうなことが、いわゆる法律の盲点をついて行われて参りまして、私は將來基本産業に対する外国資本――アメリカばかりではございせんが、そういうものが入つてくることを非常におそれて承つておるわけなんです。が、取締役会のそういう専断を何かの規定において刑罰で処罰するか、あるいは制約するといふことにならなければ――今の

ような御解釈でいくと非常に取締役に強い権限を与えることになるのではないかとおぼやかしますが、こういう点に対する弊害の御配慮は、ほかに何かこの改正に當つて具体的に表現されておりますか。

○村上(朝)政府委員 新株の引受権のない者が株式の申し込みをしました場合に、それに割当をしないかといふことは、これは一般公募の場合にもいろいろの問題がございしますが、いはゆる割当自由の原則と称せられまして、取締役会が自由に割当をきめ得るよ

うになつてゐるのであります。これは昭和二十五年の改正前から、ずっとその点につきましては變つていないのであります。私先ほど株主の新株引受権の有無が、株主が有利に発行を受け得るかどうかが、また新株引受権の機会を与えられるかどうかといふ二点にあるといふ点を申し上げたのであります。なおこの発行条件だけの点だといふことも、少し説明としては足りないかと思ひます。旧来の株主が会社の総株式の中に占める自分の持ち株の一定の割合といふものを維持するに於いて利益を持つてゐる。その旧来の株式の持つております割合を維持する利益をどうして保持するか。発行価格が少々安い高いの問題でなく、会社の総株式の上に占める支配力と申しますか、割合の維持といふ点であります。この点も実は株主の新株引受権については考へなければならぬ問題なのであります。その点につきましては、先ほど古屋委員の御質問に対して申し上げましたように、二百八十八条ノ二の第一項の冒頭におきまして、「会社ノ成立後株式ヲ發行スル場合ニ於テハ左ノ事項ニシテ定款ニ定ナキモノハ取締役會之ヲ決ス但シ本法ニ別段ノ定アルトキハ定款ヲ以テ株主總會ガ之ヲ決スル旨ヲ定メタルトキハ此ノ限ニ在ラズ」かように相なつておりますので、もし株主が將來取締役の専断によつて自分たちの持つてゐる株式の割合を乱されれば困るという心配があると思ひます。定款を定めるに當つて株主の新株引受権といふものを固定的なものにしてしまふといふことも考へられるのであります。ただ固定的なものにしてしまふと、授權資本制の妙味が發揮でき

ないということになりますので、ある一定の割合を限って、たとえば七〇%までは株主に引受権があるというよりなきめ方もできるわけです。またたまたま読みました条文にありますように、第三者に対する新株発行その他新株の発行に関する事項は、株主総会がこれを決する旨を定めた場合には、これは第一項の本文は働いてこないものでありまして、その場合には定款で株主総会がきめるという規定を置きますと、それに拘束されることになるわけであります。

○世耕委員長 午前の会議はこの程度にとどめ、午後二時まで休憩いたします。

午後四時四十分休憩

午後二時三十九分開議

○世耕委員長 午前に引き続き会議を開きます。

商法の一部を改正する法律案について質疑を続行いたします。福井盛太郎君。

○福井(盛)委員 午前中にいろいろの質疑が出、またこれに對しましていろいろ説明を承ったのでありますが、なお私どもとして不安かつ了解しにくい点がありますので、一、二点お尋ねしておきたいのであります。

この御説明をなお明瞭にしていただくために、二百八十条ノ二の第一項に記載しております会社の成立後株式を発行する、この発行権と、後の特別決議による株主以外の者に新株の引受権を与えるという引受権とありますが、この関係を明瞭にしたい。だからならば、あるいはわれわれの質疑も明瞭に

なることがあるのではないかと思ふのであります。

さらに第二点といたしましては、何と申しまして不可解に思ふのは、何は、株主以外の者に新株の引受権を与えるための三百四十三条に定める特別決議でありまして、この決議がかりに一般總會の手続によりまして特別決議でなかつたという場合には總會無効の確証によりまして無効となつた場合においても、この発行権が有効であるのであるというふうに説明されておりますが、私といたしましては、この特別決議の内容をなすものは与えることを得べき引受権の目的たる株式の額面、無額面の別、種類及び最低発行価額というふうな明瞭になつておるのでありますから、もしもこの特別決議が無効になりましての場合におきましては、これらの決議によつて定められましたこれらの目的も従つて無効になるのではないかとこのように考えられるのであります。この点は法律上いかうに相なるものでありますか、政府のお考えをこの二点について御説明願ひたいと存じます。

○村上(朝)政府委員 二百八十条ノ二の第一項ただし書きに「但シ本法三別段ノ定アルトキ又ハ定款ヲ以テ株主總會ガ之ヲ決スル旨ヲ定メタルトキハ此ノ限ニ在ラズ」という規定がございます。この第一項は新株発行に関する事項を決定する取締役会の権限を本文において定めて、ただ定款でそれは取締役会でやるのではなく、株主総会でやるということが規定されてあります場合に、本来取締役会でやるべきものを株主総会でやるということでありま

す。従ひまして第一項ただし書きの株主総会の決議だけであれば、これは通常決議でいいわけでありまして、たとえば株主だけに新株引受権を与える、あるいはだれにも新株引受権を与えないという場合の新株発行であれば、もし定款に新株発行に関する事項は株主総会でこれを定めると規定してあります場合には、通常總會で決定していいわけでありまして、ただ株主以外の者に新株引受権を与える場合には、第一項の本文に該当する場合、すなわち取締役会で定め得る場合でありまして、第二項の特別決議による授権がなければ、株主以外の者に新株引受権を与えることはできない、また本文第一項ただし書きの新株発行に関する事項を定めておいて、株主総会が取締役会にかつて新株発行に關する事項を定める場合でありまして、株主以外の者に新株引受権を与えるために特別決議が必要である、そういう意味でありまして、言いかえすれば第一項は新株発行そのものに關する事項を定めておきます。第二項は新株発行に當つての株主以外の者に新株引受権を発生させるための要件を規定しておるわけでありまして、かりに第二項の特別決議で定めなければならぬ場合、すなわち株主以外の者に新株引受権を与える場合に、これが通常決議の方法によつて決議されたというふうなときには、第二項の要求する特別決議の要件を満たしてないわけでありまして、株主以外の者の新株引受権は発生しないのであります。従ひまして新株引受権者としてその第三者者を扱うわけには参らないことになるわけでありまして、ただ新株発行そのものは、第一項によりまして取締役会、または定款の定めるところにより、場

合によりましては、株主総会がやることとでありまして、新株発行の効力にまで影響を来たすこととはないと考えるのであります。ただ第二項によつて、新株引受権ありと考へられて、新株引受権者として扱われた者が実は新株引受権がなかつたということになります。まず商法の二百六十六条の第一項第五号によりまして、取締役が法令もしくは定款に違反する行為をした場合に該当します。従ひまして取締役としては会社がこゝむつた損害を賠償する責任があります。またその損害賠償責任を追及するにつしましては、会社から訴えを起し得るのみならず、一定の株主がみずから取締役の責任を追及する訴えを起し得るということが第二百六十七条に規定してあるわけでありまして、会社に損害を生ずるということはどういうことかと申しますと、商法二百八十条ノ三によりまして、「株式ノ發行価額其ノ他發行ノ条件ハ發行毎ニ之ヲ均等ニ定ムルコトヲ要ス但シ新株ノ引受權ヲ有スル者ニ對シ有利ニ之ヲ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ」とありまして、通常は一般の發行条件は会社の資産、並びに營業の状況及び市場の状況によつて、会社にとつて最も有利な価額で發行されるわけであるが、新株引受権を有する者に對しての發行条件は、それよりも会社に不利な、従つて新株引受権者に有利な条件で發行できるということになりますので、額面で發行しているのが通例のようであります。もし改正案の第二項による特別決議がないにかかわらず、株主以外の者に新株引受権ありとして一般公募価額よりも有利な条件で發行いたしましたとすると、この二

百八十条ノ三の規定に違反したことになる。つまり一般の公募価格と株主に対する發行価額との差額の賠償責任が取締役の責任として生ずるわけでありまして、またもしもその新株の引受権者とされた者が実は新株引受権がなかつたという場合、取締役とその者が通謀してやつたという場合には、二百八十条ノ十一という規定がありまして、取締役ト通ジテ著シク不公平ナル發行価額ヲ以テ株式ヲ引受ケタル者ハ会社ニ對シ公正ナル發行価額トノ差額ニ相當スル金額ノ支払ヲ為ス義務ヲ負フ」といふことになつておまして、株式引受人もまた差額の損害賠償責任を負うわけでありまして、また株主として「会社ガ法令若ハ定款ニ違反シ又ハ著シク不公平ナル方法若ハ価額ニ依リテ株式ヲ發行シ之ニ因リ株主ガ不利ヲ受クル虞アル場合ニ於テハ其ノ株主ハ会社ニ對シ其ノ發行ヲ止ムベキコトヲ請求スルコトヲ得」といふゆる差止請求権を行使することでもできるわけでありまして、かように会社並びに旧株主の利益はこれらの規定によつて擁護されておりますので、新たに發行された新株そのものを無効とする必要はないわけでありまして、新株そのものの發行効力には影響がない、かように考える次第であります。

○福井(盛)委員 ただいまの御説明でわかつてきたやうな気がしますが、なお一点お尋ねしたいのは、その第二項の特別決議がかりに無効となつたとしたらならば、その場合には株主以外の者に新株引受権を与えるという決議は無効になるのですか。

公報をもつて御通知申します。
本日はこれにて散会いたします。
午後二時五十四分散会

○村上(朝)政府委員 第二項の特別決議で、取締役会なり定款の定むるところによつて株主総会が新株発行に関する事項を定める場合には、ある第三者に新株引受権を与えるという取締役会なり総会の通常決議があつたといひます。その第二項の特別決議が無効であつた、あるいは取り消された場合には、第一項と第二項の關係は、第二項が取締役会なりあるいはたし書きの場合の株主総会に授權をするという關係になるわけでありませう。この授權がなつて初めて株主以外の者に新株引受権を与えるという決定ができるわけでありませう。それが授權なくして決定したわけでありませう。ですから、株主以外に新株の引受権を与えるという取締役会の決議なり通常総会の通常決議は効力を生じない、かように考えます。

○福井(盛)委員 よくわかりました。ただその場合においても二百八十条ノ二の第一項の株主総会は生きておるので、すから、これによつて株主以外の者に新株引受権を与えるのでなくて、会社の成立後株式を発行するという、この決議は有効に残つておつて、これによつて与えるわけですな。

○村上(朝)政府委員 会社が発行し得る株式総数いづゆるワケ内におきましては、取締役会と同様、このたし書きの場合の総会も新株発行に関する事項を決議し得ると思ひます。

○世耕委員長 本日はこの程度にとどめて、なお商法の一部を改正する法律案については、一応質疑はこれで終了いたしました。明日は少年院法の一部を改正する法律案を審議いたしたいと思ひます。なおその他の点もあわせ審議する予定になっております。いづれ